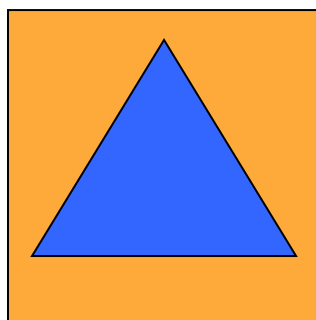


津久見市国民保護計画



大分県
津久見市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務等	1
1 市の責務及び津久見市国民保護計画の位置づけ、計画に定める事項	1
2 津久見市国民保護計画の構成	1
3 津久見市地域防災計画等との整合性の確保	2
4 津久見市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
第5章 津久見市国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急対処事態	17
3 NBC攻撃	18
第2編 平素からの備えや予防	20
第1章 組織・体制の整備等	20
第1 市における組織・体制の整備	20
1 市の各課等における平素の業務	20
2 市職員の参集基準等	21
3 消防機関の体制	23
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	24
第2 関係機関との連携体制の整備	24
1 基本的考え方	24
2 県との連携	25
3 近接市町村との連携	25
4 指定公共機関等との連携	26
5 事業所に対する支援	26
6 ボランティア団体等に対する支援	26
第3 通信の確保	27
第4 情報収集・提供等の体制整備	27
1 基本的考え方	28
2 警報等の伝達に必要な準備	29
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	31
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	33
第5 研修及び訓練	33
1 研修	33
2 訓練	34

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	35
1	避難に関する基本的事項	35
2	避難実施要領の 패턴の作成	36
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
5	避難施設の指定への協力	38
6	生活関連等施設の把握等	38
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	40
1	市における備蓄	40
2	各家庭、職場での備蓄	41
3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
第4章	国民保護に関する啓発	41
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	緊急事態連絡室の設置及び初動措置	43
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	44
第2章	津久見市対策本部の設置等	45
1	津久見市対策本部の設置	45
2	市対策本部を設置すべき市の指定の要請等	55
3	市対策本部における広報等	55
4	市対策本部長の権限	56
5	通信の確保	56
第3章	関係機関相互の連携	57
1	国・県の対策本部との連携	57
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	58
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	58
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	59
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	59
6	市の行う応援等	59
7	ボランティア団体等に対する支援等	60
8	住民への協力要請	60
第4章	警報及び避難の指示等	61
第1	警報の伝達等	61
1	警報の通知等	61
2	県警察への警報の伝達の協力	61
3	警報の内容の伝達等	61
4	緊急通報の伝達及び通知	64

第2章	避難住民の誘導等	64
1	県知事による避難措置の指示の通知等	64
2	市の避難の指示の通知・伝達	65
3	避難措置の指示の解除等	67
4	避難実施要領の策定	67
5	避難住民の誘導	72
第3章	武力攻撃事態等に応じた避難の方法等	75
1	武力攻撃事態等に応じた避難の態様	75
2	避難の形態と避難方法	76
3	避難に当たっての配慮すべき事項	76
第5章	救援	79
1	救援の実施	79
2	関係機関との連携	80
3	救援の内容	80
第6章	安否情報の収集・提供	85
1	安否情報の収集	85
2	県に対する報告	86
3	安否情報の照会に対する回答	86
4	日本赤十字社に対する協力	88
第7章	武力攻撃災害への対処	88
第1節	武力攻撃災害への対処	88
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	89
2	武力攻撃災害の兆候の通報	89
第2節	応急措置等	89
1	退避の指示	89
2	警戒区域の設定	91
3	応急公用負担等	92
4	消防に関する措置等	92
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	94
1	生活関連等施設の安全確保	94
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	94
第4節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	95
1	武力攻撃原子力災害への対処	95
2	NBC攻撃による災害への対処	96
第8章	被災情報の収集及び報告	99
第9章	保健衛生の確保その他の措置	100
1	保健衛生の確保	100
2	廃棄物の処理	100
第10章	国民生活の安定に関する措置	101
1	生活関連物資等の価格安定	101

2	避難住民等の生活安定等	101
3	生活基盤等の確保	102
第11章	特殊標章等の交付及び管理	102
1	特殊標章等の意義について	102
2	特殊標章等	102
3	特殊標章等の交付及び管理	103
4	特殊標章等に係る普及啓発	104
第4編	復旧等	104
第1章	応急の復旧	104
1	基本的考え方	104
2	公共的施設の応急の復旧	105
第2章	武力攻撃災害の復旧	105
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	105
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	106
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	106
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	106
4	救援に関する支弁	106
第5編	緊急対処事態への対処	107
1	緊急対処事態	107
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	107

第1編 総論

第1章 市の責務等

1 市の責務等

(1) 市の責務

市（津久見市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び大分県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、津久見市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

3 津久見市地域防災計画等との整合性の確保

市においては、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づき、津久見市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という）を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、この計画とは対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多い。

また、発生した事態に効果的に対応するためには、体制の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるよう配慮する。また、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画等の例による。

4 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、大分県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、津久見市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、大分県知事（以下「県知事」という。）と協議し、津久見市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない）。

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力するとともに、以下の点を基本とし万全を期し、津久見市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

また、文書に関する規定等の定めるところにより、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

また、高齢者・障がい者・外国人等に対する情報提供体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し必要な援助について協力を要請する。この場合において市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び、指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

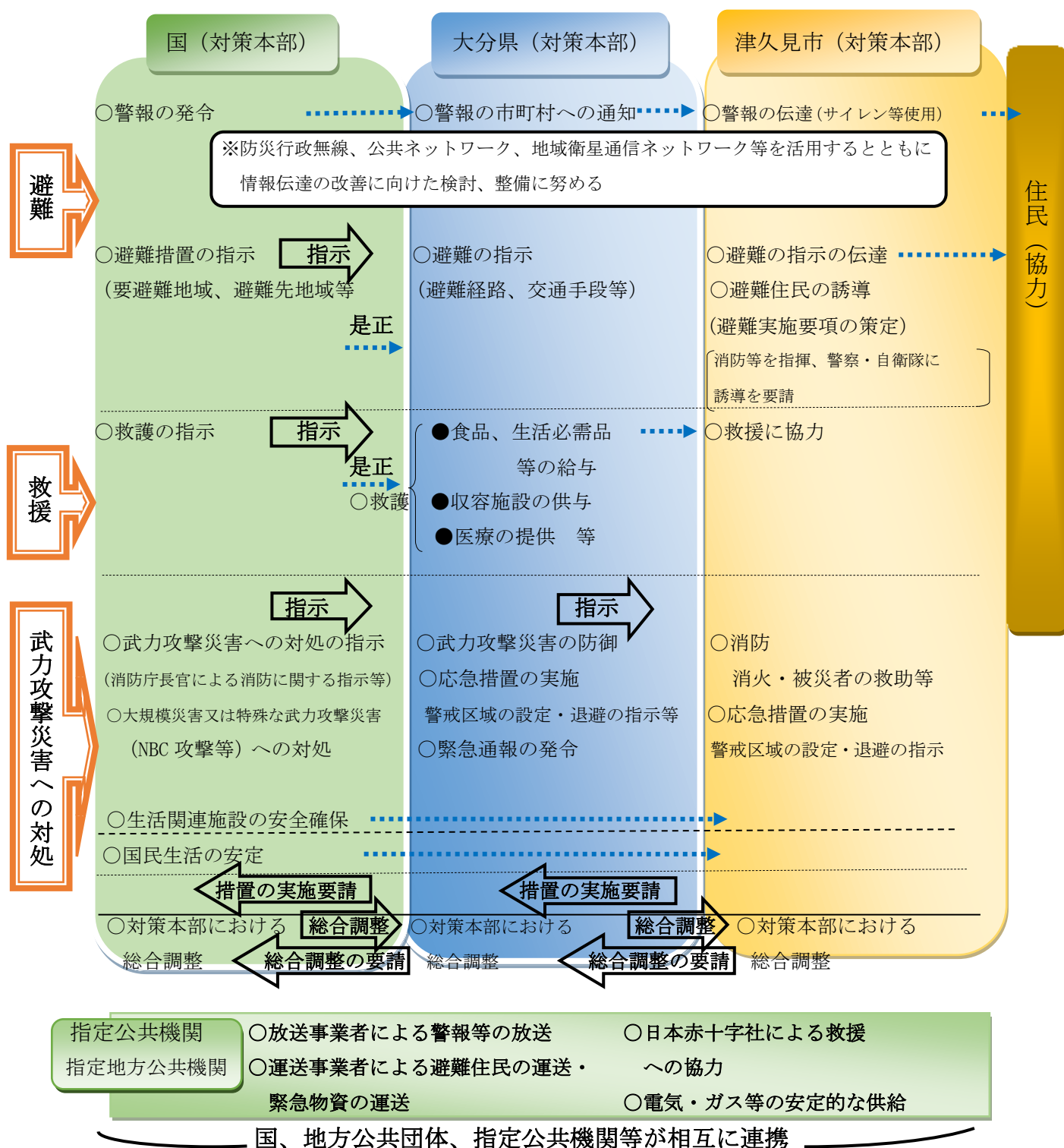
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護に関する業務の全体像】



市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1. 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
津久見市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2. 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分県	1 県国民保護計画の作成に関すること 2 県国民保護協議会の設置、運営に関すること 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営に関すること 4 組織の整備、訓練に関すること 5 警報の通知に関すること 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置。その他の住民の避難の措置の実施に関すること 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関すること 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処の措置の実施に関すること 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関すること 10 交通規制の実施に関すること 11 武力攻撃災害の復旧の措置の実施に関すること

3. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
福岡防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者へ連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保
大分労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

4. 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
病院その他医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について改めて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、県の中心都市大分市から南東に約 30 キロメートルの豊後水道に面した海沿いの都市であり、東西 28 キロメートル、南北 12 キロメートル、総面積は 79.48 平方キロメートルであり、豊後水道に面した津久見湾の湾口部を囲うようにして半島部の典型的リアス式海岸が伸び、それを更に鎮南山、姫岳、碁盤ヶ岳、彦岳といった標高 600～700 メートルの山々が三方から馬蹄形に囲んでいる。

また、島しょ部は、南の四浦半島の延長に保戸島、北の長目半島の延長に無垢島がある。

美しいリアス式の海岸線が、山地斜面のみかん栽培の段々畑とコントラストをなしており、ブルーとオレンジの風光明媚な景観を構成している。

市街地を形成する平坦地は、山地が海に迫っているため、青江川、津久見川、千怒川に沿って形成された平野と海岸線の小さな平地に限られている。

(2) 気候

本市は、瀬戸内海や豊後水道に面し瀬戸内海気候に近く、毎年初夏から秋にかけて年間 2 から 3 個の台風の襲来があるものの、冬の厳しい季節風から守られているため、比較的温暖な気候に恵まれている。

津久見市の気候条件は、穏和であり温暖である。年平均気温は 16.7℃、1 月の平均気温 6.4℃であり、年間降雨量は平均で、2,121 ミリメートルである。



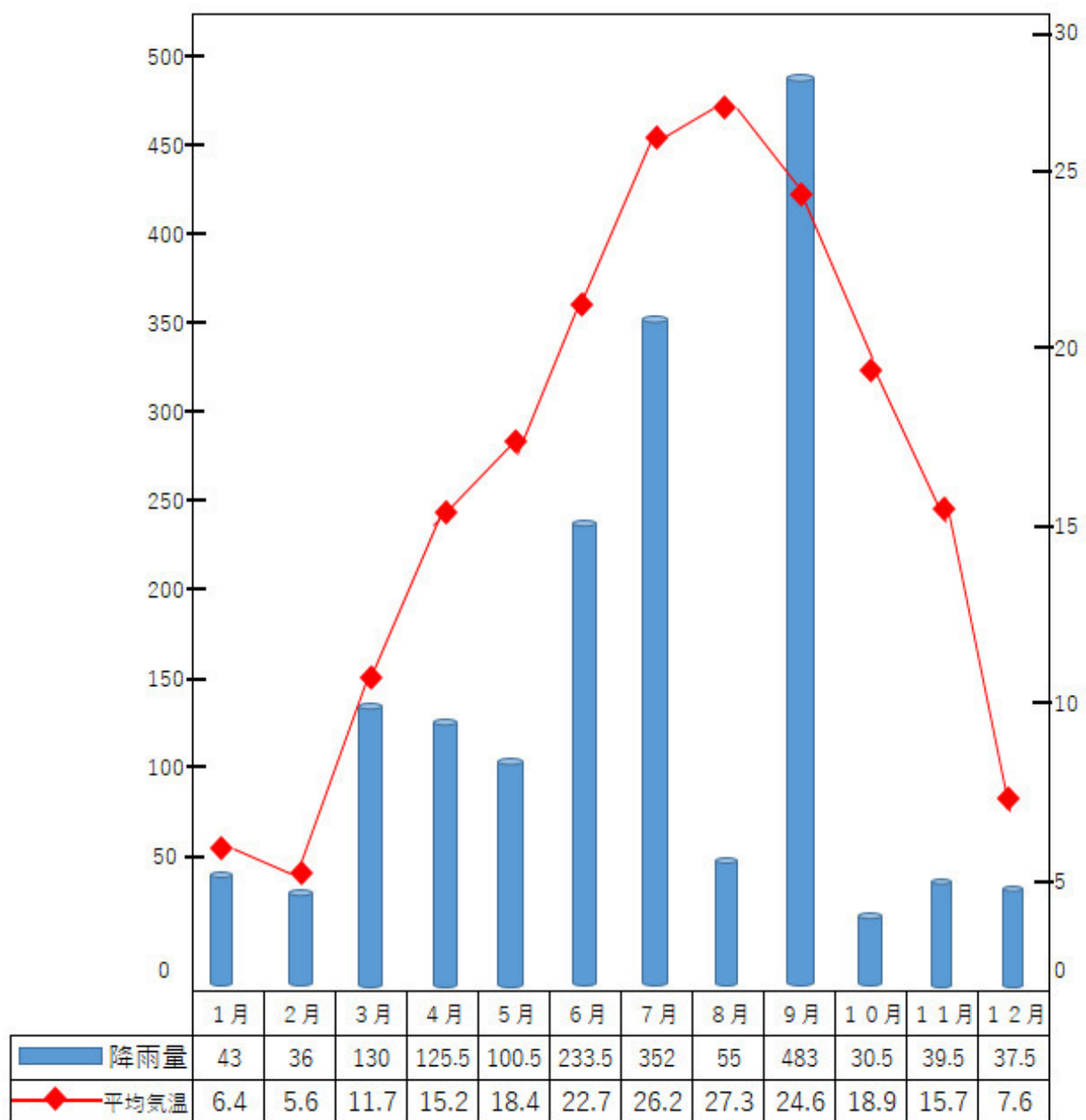
気象状況				単位：℃、日、mm		
項目年次・月		気温			降雨日数	降雨量
		平均	最高	最低		
平成 30 年		16.6	35.1	△3.6	130	2,526.0
令和元年		17.0	34.7	0.1	126	2,538.5
令和 2 年		16.8	34.4	△1.0	117	1,872.0
令和 3 年		16.8	34.7	△1.8	109	2,005.5
令和 4 年		16.7	36.8	△1.9	100	1,666.0
令和 4 年	1 月	6.4	14.2	△0.6	4	43.0
	2 月	5.6	15.1	△1.9	3	36.0
	3 月	11.7	23.6	0.7	7	130.0
	4 月	15.2	26.2	4.2	10	125.5
	5 月	18.4	29.6	8.0	8	100.5
	6 月	22.7	34.2	14.0	11	233.5
	7 月	26.2	34.4	20.3	16	352.0
	8 月	27.3	36.8	20.4	11	55.0
	9 月	24.6	32.7	16.5	12	483.0
	10 月	18.9	33.4	10.8	4	30.5
	11 月	15.7	25.4	8.8	8	39.5
	12 月	7.6	17.3	△0.3	6	37.5

※降雨日数は 0.5mm 以上の降雨があった日数

資料：令和 4 年度版 津久見市統計書

月別平均気温と降雨量（令和4年）

単位：℃ mm



資料：令和4年度版 津久見市統計書

(3) 人口分布

本市の人口は、国勢調査結果によると、平成12年の23,164人から、令和2年の16,100人へと20年間に7,064人減少している。年齢別では50代の層の減少が著しい。

世帯は、平成12年の8,566世帯から令和2年の6,995世帯へと減少し、令和7年2月末日現在の住民基本台帳で人口は、14,906人となっており減少傾向が続いている。

【令和7年2月末日の地区別及び年齢別人口は、下記のとおりである。】

区名	世帯数	男	女	計	区名	世帯数	男	女	計
千怒	1,020	1,071	1,140	2,211	入船	184	179	163	342
岩屋	486	416	480	896	徳浦	343	309	374	683
宮本	683	629	704	1,333	堅浦	311	317	367	684
彦の内	908	870	991	1,861	長目	221	128	188	316
中田	556	551	594	1,145	日代	403	344	388	732
西の内	391	412	445	857	四浦	295	214	242	456
上青江	589	567	614	1,181	無垢島	15	12	14	26
川上	410	412	468	880	保戸島	318	262	266	528
警固屋	395	360	415	775	合計	7,528	7,053	7,853	14,906

資料：住民基本台帳

津久見市の年齢男女別人口

令和 7 年 2 月末日現在

年齢	男	年齢	女	男女計
0～4	110	0～4	115	225
5～9	201	5～9	172	373
10～14	247	10～14	259	506
15～19	284	15～19	252	536
20～24	264	20～24	216	480
25～29	239	25～29	205	444
30～34	192	30～34	174	366
35～39	268	35～39	242	510
40～44	350	40～44	325	675
45～49	427	45～49	433	860
50～54	514	50～54	468	982
55～59	433	55～59	426	859
60～64	506	60～64	517	1, 023
65～69	591	65～69	655	1, 246
70～74	778	70～74	813	1, 591
75～79	735	75～79	844	1, 579
80～84	459	80～84	673	1, 132
85～89	274	85～89	539	813
90～	181	90～	525	706
合計	7, 053		7, 853	14, 906

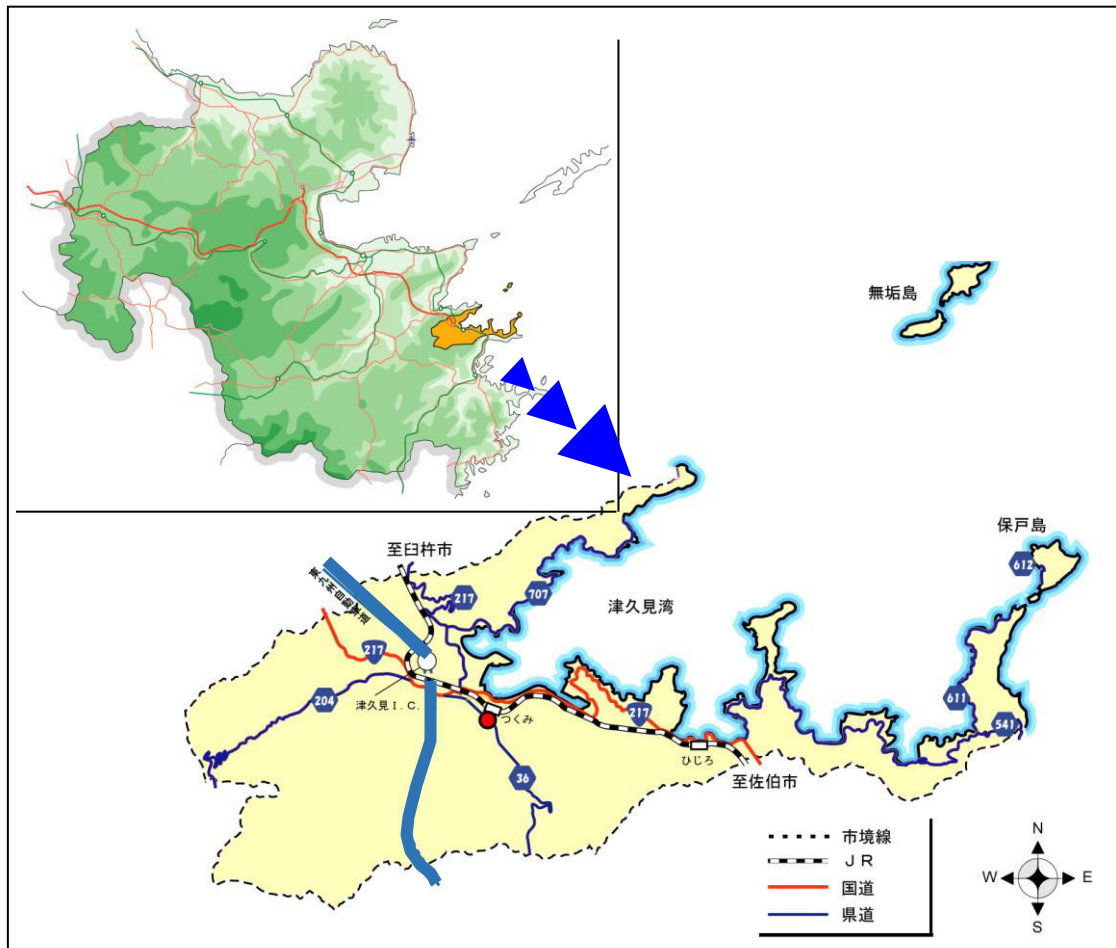
(4) 交通立地条件等

本市は、大分県の南東部に位置し、J R 日豊本線が走り、津久見駅と日代駅が存在している。

大分駅まで普通で1時間10分、特急で約45分の距離にある。

また、重要港湾津久見港があり、物流等の拠点となっている。さらに、平成13年12月の東九州自動車道の開通は、広域高速交通の利便性をより、高めている。

また、国道217号と主要地方道佐伯津久見線・県道津久見野津線が骨格となり、これに他の県道、市道がネットワークしている。海上交通としては、保戸島、無垢島への航路がある。



本市としては、海と山に囲まれた平地の少ない地形であり、道路も限られた路線と海上しかなく、孤立する可能性が高いと思われる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において、想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

(1) 着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
- 船舶による場合 沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい - 航空機による場合 沿岸部に近い空港が攻撃目標になりやすい - 国民保護措置の実施地域 広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定 - 被害 爆弾、砲弾による家屋、施設の破壊、火災など	- 事前準備が可能であり、先行避難が必要 - 広域避難の混乱発生防止のため、対策本部長の調整のもと、避難経路の確保、交通規制の実施 - 都道府県の区域を越える避難の場合は、対策本部長は関係都道府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等について避難措置の指示を実施 国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保 - 避難生活の長期化を想定して食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の整備

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
- 突発的な被害の発生の可能性 - 都市部の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設への注意が必要 - 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある（生活関連等施設に被害） - NBC兵器やダーティーボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）が使用されることも想定	- 武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民の速やかな避難 - 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 - 県知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、住民の危険防止のための緊急通報の発令、県知事及び市町村長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置

(3) 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
・発射段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間で着弾 ・弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難 ・弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる ・通常弾頭の場合、被害は局限され、家屋、施設の破壊、火災等を想定	・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要 ・発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施 ・当初は屋内避難を指示、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・避難は屋内避難が中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難

(4) 航空攻撃

特 徴	留 意 点
・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難 ・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標 ・被害は、家屋破壊、火災など	・攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置について広範囲の指示が必要 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下鉄駅舎等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難 ・生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止が必要

2 緊急処理事態

緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

項目	類型別	形態	主な被害の概要
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	・原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等の放出、汚染された飲食物等の摂取により被ばくする
		・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災による住民への被害や社会経済活動への支障が生ずる
		・危険物積載船への攻撃	・危険物の飛散による住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等による社会経済活動への支障が生ずる
		ダムの破壊	・下流域へ及ぼす被害は、多大なものとなる
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	・大規模集客施設の爆破によるターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物資等による攻撃	・ダーティーボム等の爆破による放射能の拡散	・ダーティーボム等の爆破による被害は、爆弾の破片等による被害並びに熱及び炎による被害等である ・放射線によって後年、がんを発症することもある
		・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・人に知られることなく散布が可能であり、被害の態様は生物剤によって異なる ・人を媒体とする生物剤の場合は、二次感染による被害の拡大が考えられる
		・市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入	・臭気の有無等その性質は、化学剤によって異なる ・被害の範囲は、地形、気象等により変わる

	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・爆破による人的被害が発生し、施設崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる
--	---------------------	--	--

3 NBC攻撃

NBC攻撃（核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。）は、特殊な対応が必要であり、留意点等については、以下に定めるとおりである。

（１）共通の留意点

- ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保及び汚染地域の範囲の確定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる
- ・消防機関、都道府県警察は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施
- ・関係機関は、建物への立入制限、交通規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる
- ・避難住民誘導の際は、風下方向は避け、皮膚の露出を極力抑えさせる
- ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋等への避難
- ・特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応能力の向上を図る
- ・国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医療品の提供等の支援を速やかに実施

（２）核兵器等の場合

- ・避難誘導に当たり、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制
- ・汚染の疑いある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等による内部被ばくを防止
- ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域は、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じ、放射線の影響を受けない安全な地域への避難誘導
- ・医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣
- ・汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- ・汚染地域への立入制限を確実に行之、避難誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施
- ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（事故等災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）
その他放射性物質による汚染拡大防止措置の実施

（３）生物兵器の場合

- ・人に知られることなく散布が可能、二次感染の拡大防止が課題
- ・国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定
- ・感染源となった病原体の特性に応じた医療活動の実施、感染者の入院、治療によるまん延防止
- ・国民に必要なワクチン接種とそれに関する情報についての広報
- ・医療関係者に対する天然痘等のワクチン接種等所要の防護措置の実施

（４）化学兵器の場合

- ・迅速な原因物資の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大防止措置の迅速な実施
- ・早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各課等における平素の業務

市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を実施する。

【市の各課等における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務課	・ 国民保護に関する総合調整に関すること ・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること
経営政策課	・ 武力攻撃災害対策予算に関すること
社会福祉課 管理課 生涯学習課	・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 救助事務に関すること ・ 救援物資の集配・移送に関すること ・
健康推進課 環境保全課	・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 防疫対策に関すること ・ 救急医療の要請に関すること ・ 廃棄物処理に関すること

まちづくり課 土木管理課	・復旧に関すること ・応急避難収容施設に関すること ・道路、橋梁、河川、港湾、漁港等の応急復旧に関すること
学校教育課 管理課	・園児、児童、生徒の救助、避難誘導に関すること ・応急教育、学用品の給付対策に関すること ・教育施設の復旧に関すること
上下水道課	・給水計画に関すること ・水道施設の復旧に関すること ・下水道の復旧に関すること
商工観光・定住 推進課	・商工業関係被害の調査に関すること ・中小企業に対する緊急融資対策に関すること
農林水産課	・農林水産関係の応急対策に関すること ・道路、橋梁、河川、港湾、漁港等の応急復旧に関すること
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること ・人命救助活動に関すること ・危険物施設等の応急復旧に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。この際、津久見市地域防災計画における体制を参考に整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 当直等による職員への連絡体制

市の当直が受領した国民保護に関する情報については、即時に国民保護関係職員に連絡し得る体制をとる。

イ 初動連絡体制については、市の国民保護担当職員が登庁するまでの間、津久見市消防本部（以下「市消防本部（消防署）」という。）にその事務を委ねることとし、当該職員登庁後、直ちにその事務を引き継ぐ。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	市災害対策本部体制の災害警戒体制に該当する職員が参集
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態の認定がない場合	市の対応が必要な場合		①
	全庁的に対応が必要な場合		②
事態の認定が有る場合	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		全庁的に情報の収集、対応策の検討が必 応な場合	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替

職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）（以下本部長という）であるが、本部長が不在等の場合は、副市長、教育長の順位でその責務を代行する。

本部長及び副本部長とともに事故あるときは、あらかじめ本部長の指定した者が、その職を代理する。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

本部等体制	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長	教育長	本部長が指定した者

(6) 職員の所掌事務

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、津久見市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署の初動体制の把握

市は、消防本部からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における消防本部（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、市対策本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

救済に係る手続は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する所管が行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区分	項目	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)	社会福祉課
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)	社会福祉課
	土地等の使用に関する事 (法第82条)	会計財務課
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務課
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事 (法第6条、175条)		総務課

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、消防本部（消防署）と緊密な連携を図る。

(3) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(4) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 大分県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と県の役割分担

市は、救援などの措置について、防災計画における役割分担を基本として県と協議し、役割分担を明らかにする。

(5) 県警察との連携

市は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣市町村等と平素から意見交換を行う。

(3) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との

応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(4) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、地域住民の消防団への参加推進、消防団に係る広報活動、全国先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練への消防団の参加について配慮する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、県と協力して、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素の意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人、日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、県及び関係機関と協力し、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

市は、消防本部が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する避難マニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、市消防本部（消防署）の協力を得て啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や主要な電気通信事業者等で構成された大分地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

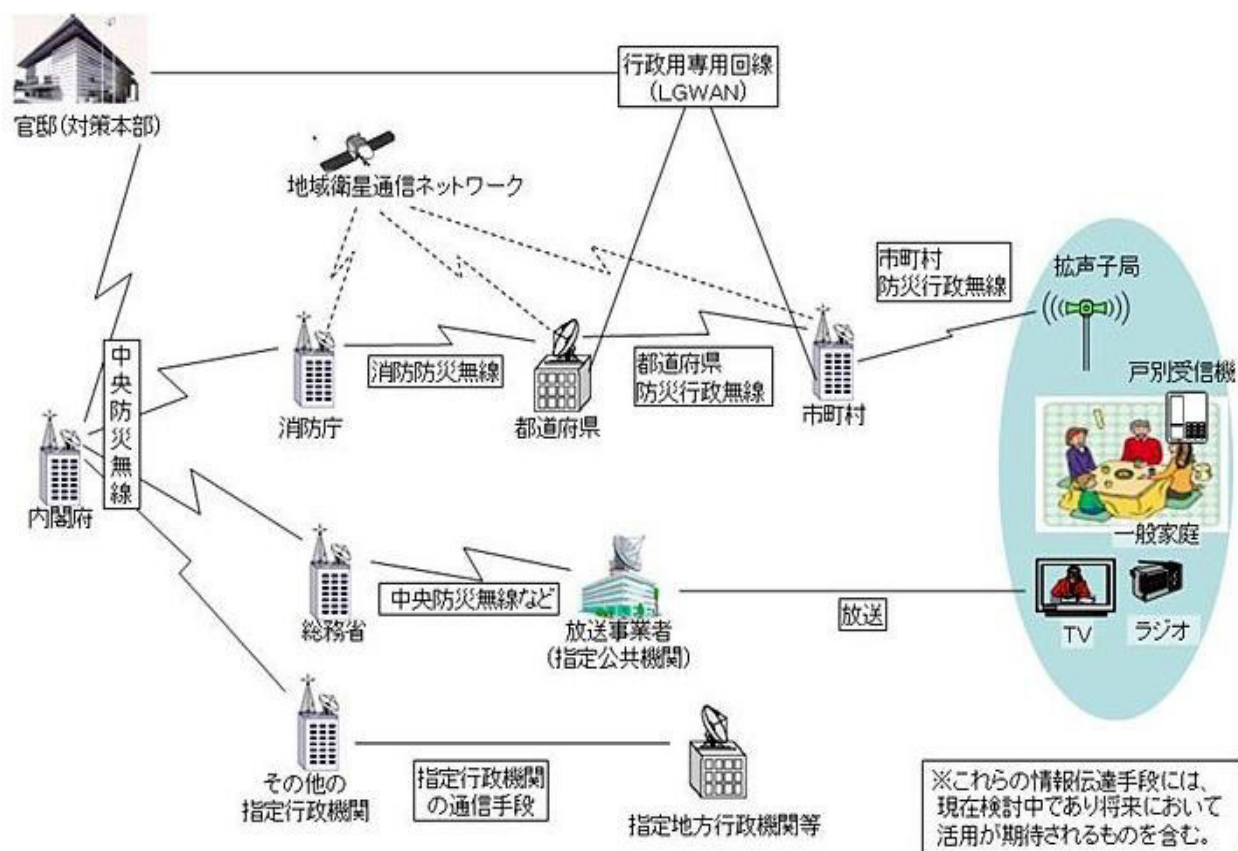
市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための 国からの主な情報伝達手段のイメージ



(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

区分	対 応
施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・県と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

① 市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関を」あらかじめ市国民保護

計画に定めておく。

② 市長は、職員を指揮し、市消防本部（消防署）の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

③ 警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(※) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が、利用又は住居する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は住居する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス（官公庁、事業所）
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模集合住宅 外

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、特に昼間人口の多い地域における「共助」の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、県と連携して各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

このため市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておく。

また、県と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ul style="list-style-type: none">① 氏名② 出生の年月日③ 性別④ 住所⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 居所⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ 安否情報の提供に係る同意の有無⑩ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）<ul style="list-style-type: none">① 死亡の日時、場所及び状況② 死体の所在 |
|---|

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、県との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、県における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- ① 武力攻撃災害の発生日時・場所
- ② 発生した武力攻撃災害の概要
- ③ 人的・物的被害状況
 - 1. 死者、行方不明者、負傷者
 - 2. 住宅被害
 - 3. その他必要な事項
- ④ 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校等国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県職員、危機管理に関する知見を有する、自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、国、県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下等への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための、職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目について

は、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等や防災士会の協力を求めるとともに、高齢者、障がい者その他配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織や防災士会等、各種市民団体などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報の収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する

※【市において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図

(※人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)

○区域内の道路網のリスト

(※避難経路として想定される県道、市道等の道路のリスト)

○輸送力のリスト

(※鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)

(※鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)

○避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

(※避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)

○備蓄物資

○避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、高齢者・福祉・保健部門等を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるように職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から県と連携し、民間企業等との協力関係の構築に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消

防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の救援に関して必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議

市は、避難住民に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 県との調整

救援を迅速に行うため必要があると認められるときは、救援の実施に関する事務の一部を市が行うことができることから、市は、救援に関する措置の内容、地域等について、県と調整する。

(4) 医療体制の整備等

武力攻撃災害が発生した場合に、的確かつ迅速に医療活動ができるように地域防災計画に準じ、日本赤十字社大分県支部、指定公共機関等と連携して、避難住民に対する医療を行うための体制の確立を図る。

また、市は医師会に対し、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。

なお、武力攻撃災害における消防機関と医療機関との連絡システムについては、現行の広域災害・救急医療システムを活用するとともに、武力攻撃災害時においても有効なシステムについて検討する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、輸送ネットワークの形成に努めながら、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制、また協定の締結等円滑に運送の求めに応じることができる体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○輸送施設に関する情報

- ① 道 路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄 道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港 湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、県等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

(4) 離島における留意事項

市は、離島の住民の避難を円滑に行うため、島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段、避難先までの輸送経路、受け入れ体制等情報を把握しておくものとする。

5 避難施設の指定への協力

(1) 避難施設の指定

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

(2) 市及び住民に対する情報提供

市による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報は県より市に提供される。

また、住民に対しても、県警察、市消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報が提供される。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設・物資の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設 航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
	10 号	危険物質等（国民保護法施行令第 28 条） の取扱所	総務省消防庁
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質含む）	文部科学省 経済産業省
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省
	8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる資機材等については、次に示す国の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

- ① 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置とうの資機材は、国がその整備や整備の促進に努める。
- ② 安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行う。

(3) 県及び他の市町村等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 各家庭、職場での備蓄

市は、市民が各家庭、職場において、食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう防災のための啓発に努める。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うなど、国民保護に関する啓発に努める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、県及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、わが国に対する弾道ミサイル飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

市は、県と連携して、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、国が武力攻撃事態等を認定した場合において、国から対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、市対策本部を設置し、国民保護措置を実施する。

しかし、武力攻撃事態等の認定が行われていない場合又は武力攻撃事態等の認定が行われたものの、国から対策本部を設置すべき旨の通知を受けていない場合に、市内及び隣接市において、多数の人を殺傷する行為等の事案（以下「緊急事案」という）等が発生するおそれがあるとの情報を入手、又は緊急事案等が発生したことを把握した場合等においては、住民の生命、身体及び財産を保護するための初動的な被害への対処が必要である。

このようなことから市は、市対策本部が設置される前の初動連絡体制として、津久見市緊急事態連絡室（以下、「市連絡室」という）を設置して、関係機関からの情報収集を行うとともに、応急活動を行う。

1 緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

市長は、市対策本部の設置前において、次に掲げる設置基準に該当する場合は、応急活動を的確かつ迅速に実施するため、市連絡室を設置する。また、関係機関との連絡体制を整える。

① 設置基準

ア 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市内外において緊急事案の発生を把握した場合、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合（既にイに該当している場合を除く）

イ 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市内外において緊急事案が発生するおそれがあるとの情報を入手し、市長が市連絡室の設置の必要性があると認めた場合（既にアに該当している場合を除く）

ウ 国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合（既にア・イに該当している場合を除く）

エ 県が緊急事態連絡室（以下、「県連絡室」という）を設置した場合

② 廃止基準

ア 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く）

イ 武力攻撃事態等が終結した場合

ウ 市対策本部の設置が決定された場合

エ その他市長が廃止することが適当と認めた場合

③ 市連絡室

市対策本部に準じて編成する。

④ 組織及び業務内容

ア 組織・職制

部 長：総務課長

副部長：総務課参事、上下水道課長、土木管理課長、農林水産課長、消防長

イ 連絡室の協議・報告事項

「市連絡室」は県警察、消防、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、「市連絡室」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合は、「市連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

市連絡室における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- (ア) 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
 - (イ) 関係課相互の調整事項
 - (ウ) 関係機関の連携に関する事項
 - (エ) 国、県及び関係機関に対する要請に関する事項
 - (オ) その他情報の収集連絡等に関する事項
- ウ 対策班
- 市対策本部に準じて編成する。

(2) 連絡室設置時における初動措置

市は、「市連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は、消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図るための必要な措置を講じる。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

なお、事態認定後においては、国民保護法に基づく必要な措置を講じる。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は「市連絡室」を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

3 対策本部への移行に要する調整

「市連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「市連絡室」等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時における参集システム等の連絡網を活用し、参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、総務課に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 市対策本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び分掌】

対策部名	業務班	課名	班 名	分 掌 事 務
総務対策部 (総務課) (契約検査室) (経営政策課) (会計財務課) (税務課) (市民生活課) (議会事務局)	総務班	総務課	防災・地域コミュニティ班	(1) 災害対策本部の体制及び編成に関すること。 (2) 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 (3) 防災会議の開催に関すること。 (4) 防災会議構成機関との連絡調整に関すること。 (5) 高齢者等避難、避難指示等の発令に関すること。 (6) 警戒区域の設定に関すること。 (7) 自衛隊災害派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (8) 隣接市及び県の応援要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (9) 市消防・防災無線の通信及び記録に関すること。 (10) 県防災無線の通信及び記録に関すること。 (11) 消防署専用電話の通信及び記録に関すること。 (12) 一般電話の通信及び記録に関すること。 (13) アマチュア無線の通信及び記録に関すること。 (14) トランシーバーの通信及び記録に関すること。 (15) 通信連絡員の派遣及びその記録に関すること。 (16) 県に対する移動無線の臨時配置の要請に関すること。 (17) 県から臨時配置された移動無線の通信及び記録に関すること。 (18) 大分地区非常無線通信協議会に対する非常無線の発動の要請に関すること。
	通信班 広報班 情報管理班 管理班 情報管理第2班 受援調整班			(1) 災害発生時から当分の間は、防災・地域コミュニティ班に属する。 (2) 市民からの電話受付に関すること。 (3) 税務課と協同による被災家屋等の戸別被害調査に関すること。 (4) 災害査定後、入札案件発生時から土木対策部に属する。 (5) 災害査定後、入札、契約事務に関すること。
			行政総務・広報班	(1) 災害対策本部内の連絡調整に関すること。 (2) 災害対策本部の本部会議に関する文書事務に関すること。 (3) 災害救助法に基づく適用申請及び救助事務の総括に関すること。 (4) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置の申請事務の統括に関すること。 (5) 報道機関への情報提供に関すること。 (6) 広報車両による広報に関すること。 (7) 津久見市防災行政無線による広報に関すること。 (8) 自衛隊及び防災航空隊の航空機による広報に関すること。

				(9) 船舶による広報に関すること。 (10) チラシによる広報に関すること。 (11) ビデオ、写真等による災害対策活動の記録に関すること。
			職員人事・ 給与班	(1) 災害対策本部要員の人事に関すること。 (2) 職員の安否に関すること。 (3) 被災職員の調査に関すること。
				(4) 出勤職員の健康管理及び諸手当に関すること。 (5) 職員退職者について、大規模災害時の応援要請に関すること。 (6) 国、県、他の地方公共団体から派遣された職員の宿舍等及び派遣手当の支給に関すること。 (7) 派遣自衛隊の宿舍等に関すること。
		経営政 策課	秘書政策・ 統計班	(1) 市長・副市長の安否に関すること。 (2) 死傷者・行方不明者の情報記録及び調査に関すること。 (3) 倒壊家屋の情報記録及び調査に関すること。 (4) 火災発生地域の情報収集に関すること。 (5) 危険箇所の情報収集に関すること。 (6) 道路、橋、港、ヘリポート用地等交通網被害の情報収集に関すること。 (7) 医療機関被害の情報収集に関すること。 (8) 教育施設及び避難所被害の情報収集に関すること。
			財政班	(1) 災害情報収集及び調査記録の総括に関すること。 (2) 災害関係予算措置に関すること。 (3) 被災者数の情報収集に関すること。 (4) 電話回線不通地域の情報収集に関すること。 (5) 水道施設被害の情報収集に関すること。 (6) 停電地域の情報収集に関すること。
			庁舎建設推 進班	(1) 市民からの電話受付に関すること。 (2) 秘書政策・統計班・財政班の業務援助に関すること。 (3) 税務課と協同による被災家屋等の戸別被害調査に関すること。
総務対策部 (総務課) (契約検査室) (経営政策課) (会計財務課) (税務課) (市民生活課) (議会事務局)	総務班 通信班 広報班 情報管 理班 管理班 情報管 理第2 班	会計財 務課	情報・財務班	(1) 市役所庁内の電算システムに関すること。 (2) イン트라ネットに関すること。 (3) 公用車両の管理及び燃料に関すること。 (4) 救助・救援用一般車両の調達に関すること。 (5) 救助・救援用船舶の調達に関すること。 (6) 庁舎等の応急復旧に関すること。 (7) 事前届出済の緊急通行車両等の標章等の受取に関すること。
			出納班	(1) 市民からの電話受付に関すること。 (2) 救援物資の集配及び移送に関すること。

	受援調整班			(3) 救助義援金品及び見舞金の受付に関する事。
		税務課	収納対策・課税・資産税班	(1) 被災家屋等の戸別被害調査に関する事。
				(2) 課税固定資産の現地調査に関する事。 (3) 消防本部と協力して救急移送を支援する事。 (4) 被災証明書の受付及び発行事務に関する事。 (5) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関する事。
		市民生活課	市民生活班	(1) 被災証明書の受付及び発行事務に関する事。 (2) 死亡者の確認及び埋葬に関する事。 (3) 死亡届及び埋葬許可に関する事。 (4) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関する事。
			生活安全班 (人権尊重・部落差別解消推進室)	(1) 市民からの電話受付に関する事。 (2) 災害に伴う市民相談に関する事。 (3) 避難所における市民相談に関する事。 (4) 死体の処理、移送及び埋葬に関する事。 (5) 災害救助法に基づく死体の処理及び埋葬事務に関する事。
		議会事務局	総務班	(1) 津久見市議会への連絡調整に関する事。 (2) 議員等の安否に関する事。 (3) 議員からの災害情報の整理に関する事。 (4) 議員への災害情報の提供に関する事。 (5) 税務課と協同による被災家屋等の戸別被害調査に関する事。
救助対策部 (社会福祉課) (長寿支援課) (総合事務局)	救助総務班	社会福祉課	地域共生推進班	(1) 災害救助法に基づく福祉避難所設置事務に関する事。 (2) 日本赤十字社県支部に備蓄する物資の交付申請等に関する事。 (3) 日本赤十字社県支部への救急医療の要請に関する事。 (4) 災害弔慰金の支給等に関する事。 (5) 災害援護資金の貸し付け等に関する事。 (6) 死亡者の慰霊に関する事。
	救助物資対策班		子育て支援班	(1) 部内各班との連絡調整に関する事。 (2) 幼稚園児・保育園児の救助、避難誘導及び収容に関する事。 (3) 応急金品の分配に関する事。 (4) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関する事。
	避難所支援対策班		生活支援班	(1) 被災者及び災害応急対策に従事する者に対する給食の配分及び移送に関する事。 (2) 被災者への救援物資の分配に関する事。 (3) 避難者への救援物資の配給に関する事。 (4) 生活保護世帯の被災状況調査及び支援に関する事。

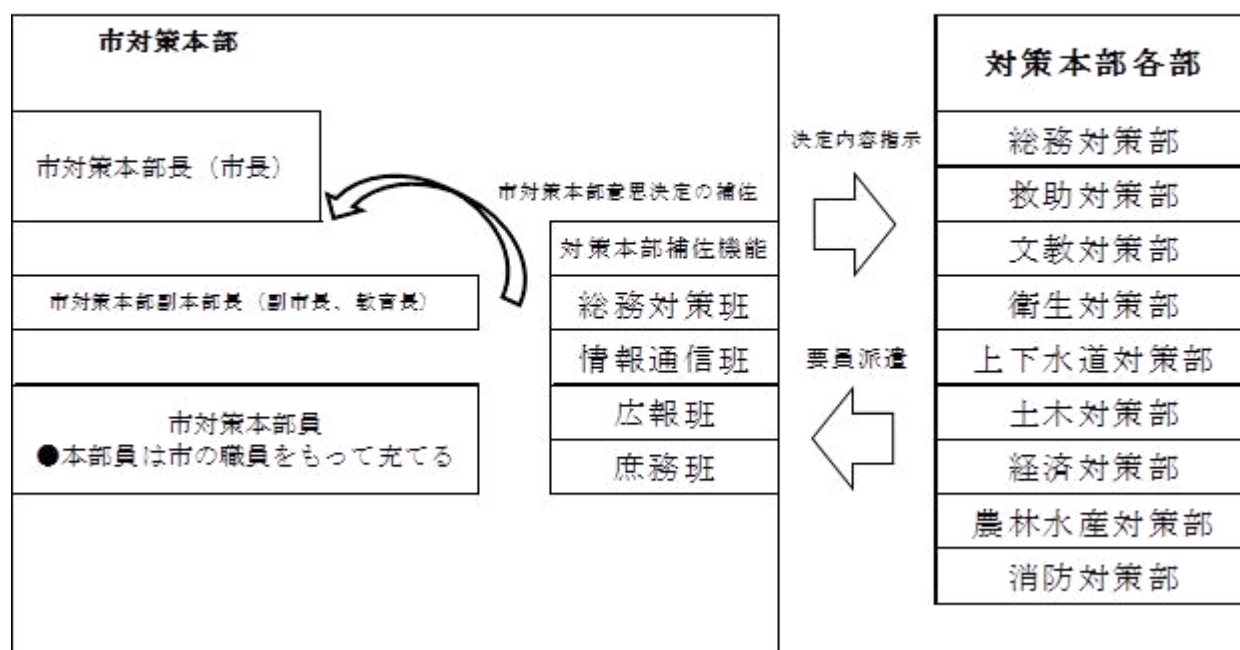
			障がい支援班	(1) 被災者への飲料水の配給に関すること。 (2) 被災者及び災害応急対策に従事する者に対する食料供給計画に関すること。 (3) 被災者に対する衣料・生活必需品等の供給計画に関すること。 (4) 災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与事務に関すること。 (5) 災害救助法に基づく被覆、寝具その他生活必需品の給与又は貸与事務に関すること。 (6) 障がい者等の被災状況調査及び支援に関すること。
			全班	(1) 被災者生活再建支援金事務に関すること。
救助対策部 (社会福祉課) (長寿支援課) (総合事務局)	救助総務班 救助物資対策班 避難所支援対策班	長寿支援課	高齢者介護保険班	(1) 災害時要配慮者に対する組織の編成に関すること。 (2) 災害時要配慮者の支援に関すること。 (3) 避難所での巡回・救護に関すること。 (4) 感染症・食中毒等の予防に関すること。 (5) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。
			地域包括支援班	(1) 老人ホーム、特別養護老人ホーム等福祉施設の入所者の救助、避難誘導及び収容に関すること。
救助対策部 (社会福祉課) (長寿支援課) (総合事務局)	救助総務班 救助物資対策班 避難所支援対策班	総合事務局		(1) 救助・文教対策部の支援（本庁舎）に関すること。 (2) 市民からの電話受付に関すること。 (3) ボランティア活動の支援及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (4) 高速道路料金の減免事務に関すること。
救助・文教対策部 (管理課) (生涯学習課) (学校教育課)	文教対策部 避難所対策班	管理課	学校施設管理班	(1) 教育長の安否に関すること。 (2) 総務対策部との連絡調整に関すること。 (3) 教育施設の被害状況調査に関すること。 (4) 教育施設の復旧に関すること。 (5) 避難所運営の総括に関すること。 (6) 避難所収容被災者への救援物資の配分に関すること。 (7) 災害救助法に基づく避難所設置事務に関すること。
		学校教育課	学校教育班	(1) 児童・生徒の救助、避難誘導及び収容に関すること。 (2) 学校の臨時休校に関すること。 (3) 災害による応急教育及び生徒に対する学用品の給付対策に関すること。 (4) 災害救助法に基づき学用品の給与事務に関すること。

			保健体育班	(1) 避難所給食施設を利用しての被災者及び災害応急対策に従事する者に対する給食に関すること。 (2) 税務課と協同による被災家屋等の戸別調査に関すること。
		生涯学習課	生涯学習班・スポーツ施設班	(1) 文化財の被害調査及び保護に関すること。 (2) 避難所の開設及び管理に関すること。 (3) 避難所の被害状況調査に関すること。 (4) 避難所への被災者の誘導に関すること。 (5) 避難者の名簿作成に関すること。 (6) 避難者からの死傷者及び行方不明者の情報収集に関すること。 (7) 避難者からの倒壊家屋の情報収集に関すること。 (8) 体育施設の被害状況調査に関すること。 (9) 自主防災組織の中から協力者を募って、避難所運営班を編成すること。 (10) 自主防災組織の中から協力者を募って、人命救助班を編成すること。 (11) 自主防災組織の中から協力者を募って、消火班を編成すること。
		3 課		(1) 避難所の開設及び運営に関すること。
衛生対策部 (健康推進課) (環境保全課)	救急医療対策班 防疫清掃対策班	健康推進課	健康班	(1) 被災者の医療、助産及び救護に関すること。 (2) 災害救助法に基づく医療及び助産事務に関すること。 (3) 医療施設の被害状況確認に関すること。 (4) 津久見市医師会と協議して、現地医療救護班を編成すること。 (5) 他の機関の医療班及び救護班の受入れに関すること。 (6) 避難施設における現地救護施設の設置に関すること。
				(7) 避難所での巡回・救護に関すること。 (8) 感染症・食中毒等の予防に関すること。
		環境保全課	国保年金班	(1) 県災害対策本部への救急医療の要請に関すること。 (2) 防疫対策のうち検疫に関すること。 (3) 防疫対策のうち消毒・消石灰の配布に関すること。 (4) 業者からの医薬品及び衛生材料の調達に関すること。 (5) 現地医療救護班の移送に関すること。 (6) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。
			環境対策班	(1) 災害廃棄物対策に関すること。 (2) 災害時の公害対策に関すること。 (3) 被災家屋等の解体・撤去に関すること。
			D F C 再資源化班	(1) 仮設トイレの現状把握に関すること。 (2) トイレが使用できない避難所等への配備に関すること。
上下水道対策	水道対	上下水	水道業務・	(1) 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の適用を受けないもの

部 (上下水道課)	策班 下水道 対策班	道課	工務班	を含む。)被害の調査に関すること。 (2) 水道の復旧に関すること。 (3) 給水計画に関すること。 (4) 災害救助法に基づく飲料水の供給事務に関すること。 (5) 大規模災害時における、使用料、手数料等の減免措置に関すること。
			下水道管・ 工務班	(1) 下水道施設被害の調査に関すること。 (2) 下水道の復旧に関すること。 (3) 一時貯留施設及び前処理施設被害の調査に関すること。 (4) 一時貯留施設及び前処理施設の復旧に関すること。 (5) 大規模災害時における、使用料、手数料等の減免措置に関すること。
土木対策部 (土木管理課) (まちづくり 課) (契約検査室)	土木対 策班 住宅対 策班	土木管 理課	土木管理班	(1) 道路・橋りょう被害の調査に関すること。 (2) 港湾・漁港被害の調査に関すること。 (3) 津久見高校グラウンドほかヘリポート用地の被害調査に関すること。 (4) 救援ルート(道路、橋りょう、港湾、漁港、ヘリポート等をいう。)の応急復旧対策に関すること。 (5) 危険箇所の調査、封鎖及び復旧に関すること。 (6) 災害救助法に基づく障害物の除去事務に関すること。
		まちづ くり課	土地すまい 整備・都市 計画班	(1) 市営住宅の被害調査及び復旧に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (3) 応急避難収容施設の建設に関すること。 (4) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与事務に関すること。 (5) 災害救助法に基づく住宅被害の応急修理に関すること。 (6) 倒壊家屋の撤去に関すること。 (7) 応急仮設住宅の入居者及び住宅の応急修理を受ける者の選考に関すること。 (8) 応急危険度判定に関すること。 (9) 大規模災害時における、税金、使用料、手数料等の減免措置に関すること。
経済対策部 (商工観光・定 住推進課)	経済対 策班	商工観 光・定 住推進 課	商工観光班	(1) 災害応急対策用物資の調達に関すること。 (2) 本部用飲料水及び食料の調達に関すること。 (3) 緊急の場合の市内業者からの食料の調達に関すること。 (4) 緊急の場合の市内業者からの生活用品等の調達に関すること。 (5) 災害救助法に基づく県からの救助物資を、その委任を受け配給すること。 (6) 商工業関係被害の調査に関すること。 (7) 観光施設被害の調査に関すること。 (8) 被災中小企業に対する緊急融資対策等に関すること。 (9) 離職者の職業あっせん措置に関すること。

			地域活力・ 定住推進班	(1) 商工観光班の支援に関すること。 (2) ふるさと納税等による災害支援業務に関すること。
農林水産 対策部 (農林水産課) (農業委員会)	農林対 策班 水産対 策班	農林水 産課	農林振興班	(1) 農林業被害の調査に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。 (3) 林地及び林業用施設の災害復旧に関すること。 (4) 被災農林業者に対する緊急融資対策に関すること。
			水産振興班	(1) 水産業被害の調査に関すること。 (2) 漁港及び水産関連施設の災害復旧に関すること。 (3) 会計財務課と協同して救助・救援用船舶の調達に関すること。 (4) 被災水産業者に対する緊急融資対策に関すること。
		農業委 員会	農業委員会	(1) 農林振興班、水産振興班の業務援助に関すること。
消防対策部 (消防本部)	情報収 集班 消火対 策班 救急救 助対策 班 危険物 施設対 策班	消防 本部	庶務係 予防係 警防係 救急係	(1) 総務対策部の火災発生地域の情報収集に関すること。 (2) 総務対策部との気象観測システムの情報収集に関すること。 (3) 総務対策部の消防無線・消防署専用電話の通信及び記録の情報収集に関すること。 (4) 総務対策部の防災航空隊による広報情報に関すること。 (5) 総務対策部との交通網被害の情報収集に関すること。 (6) 総務対策部との死傷者・行方不明者の情報記録及び調査に関すること。 (7) 総務対策部との医療機関被害の情報収集に関すること。 (8) 総務対策部との電話回線不通地域の情報収集に関すること。 (9) 総務対策部との水道施設被害の情報収集に関すること。 (10) 総務対策部との停電地域の情報収集に関すること。 (11) 総務対策部との災害情報収集に関すること。 (12) 消火活動に関すること。 (13) 人命救助活動に関すること。 (14) 救急活動に関すること。 (15) 消防職員の安否に関すること。 (16) 消防団員の安否に関すること。 (17) 総務対策部との救急移送の支援に関すること。 (18) 危険物施設等の応急復旧対策に関すること。
災害対策本部 支部		日代地区 災害対策 支部	防災 地域コミュ ニティ班	(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
		四浦地区災 害対策支部	防災・地域コミュ ニティ班	(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。

市対策本部の組織及び機能



(3) 市現地対策本部の設置

市長（本部長）は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国・県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所について】

① 性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設ける。

② 設置場所

現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置される。

市は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定し、テント等を用いて設置する。

また、現地調整所は、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げる。

③ 活動

市は、現地調整所の運営を他の現地関係機関の協力を得て行う。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行う。

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行う。

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供する。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有する。

各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努める。

現地調整所を、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。

④ 市対策本部との連携

市対策本部（現地対策本部を含む）は、収集した情報を現地調整所に伝達し、現地調整所は、現地の活動内容等を市対策本部に対して報告する。

この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努める。

《参加機関》

大分県、県警察、消防、保健所、医療機関、海上保安部、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整等

市は、既に県又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(5) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び県知事を経由して市

対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県対策本部と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

4 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

⑥ 市対策本部の設置の有無によらない国民保護措置の実施

市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国、県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(3) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置に係る情報の報告

市は、住民避難が必要となるような状況が発生した場合、速やかに「資料編に」定める様式に従い、県及び消防庁に報告する。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県知事その他県の執行機関への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方連絡部長又は当該市町村の協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警戒区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所にお

いて緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県知事等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 市長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を開始し、又は終了し

たときは、所定の事項を議会に報告し、その旨を公示し、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受け入れ体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

① 市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部を通じて市民に公表する。

また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

② 市は被災地や避難先地域に係る救援物資に関する問い合わせ窓口を必要に応じて設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産等を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 市に対する通知

国の対策本部が発令した警報が消防庁から県に通知された場合、県知事はその内容を市町村に通知する

(2) 優先市町村への通知

市が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する場合には、特に優先して通知され、市長はその受信確認を行う。

(3) 放送事業者への通知

県知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報内容を速やかに放送する。

2 県警察への警報の伝達の協力

市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の通知の内容及び警報の解除が的確かつ迅速に伝達されるように県警察に協力する。

3 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方

法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある国公私
の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、
商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

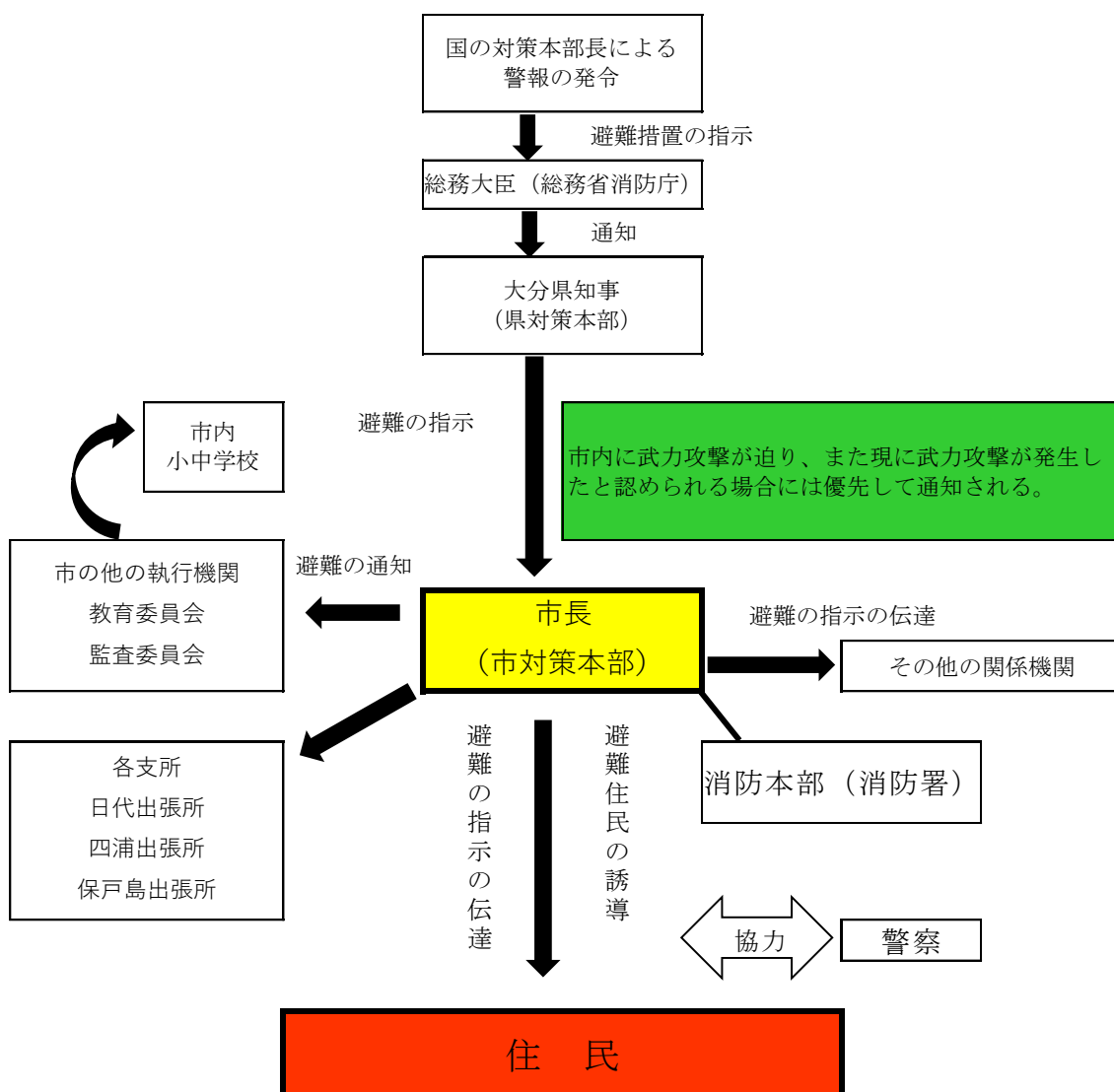
なお、その手段は下記のとおりとする。

- ・サイレン ・防災行政無線 ・自治会、自主防災会、消防団を通じての伝達
- ・広報車 ・ホームページ ・FAX

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に
対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、テレ
ビ及び市のホームページに警報の内容を掲載する。

【市から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



(3) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、市庁舎及び消防署・消防団において同報系防災行政無線等で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合、この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、警報を周知する方法として、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達等、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

(4) 警報の伝達のための体制整備等

- ① 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

- ② 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・社会福祉課等との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

市が住民の生命、身体、財産等を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

県知事は武力攻撃事態等において、国から警報の発令とともに、避難措置の指示を受けた場合は、警報の通知と同様、速やかにその内容を市長に通知する。

この場合において、市内に要避難地域がある場合には、市長は直ちに具体的な避難の方法を示して、当該地域の住民に避難を指示する。

また、市内に避難先地域がある場合には、市長は県と連携して、避難施設の指定等避難住民の受け入れのため必要な準備を行う。

1 県知事による避難措置の指示の通知等

(1) 避難措置の指示又は通知を受けた場合の措置

① 市への通知

県知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示又は避難措置の指示の内容の通知を受けたときは、直ちに次の内容を市長に通知する。

ア 住民の避難が必要な地域（要避難地域）

イ 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）

ウ 関係機関が講ずべき措置の概要

② 優先市町村への通知

市が「要避難地域又は避難先地域」に該当する場合には、特に優先して通知され市長はその受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う県知事の措置

県知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

① 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）

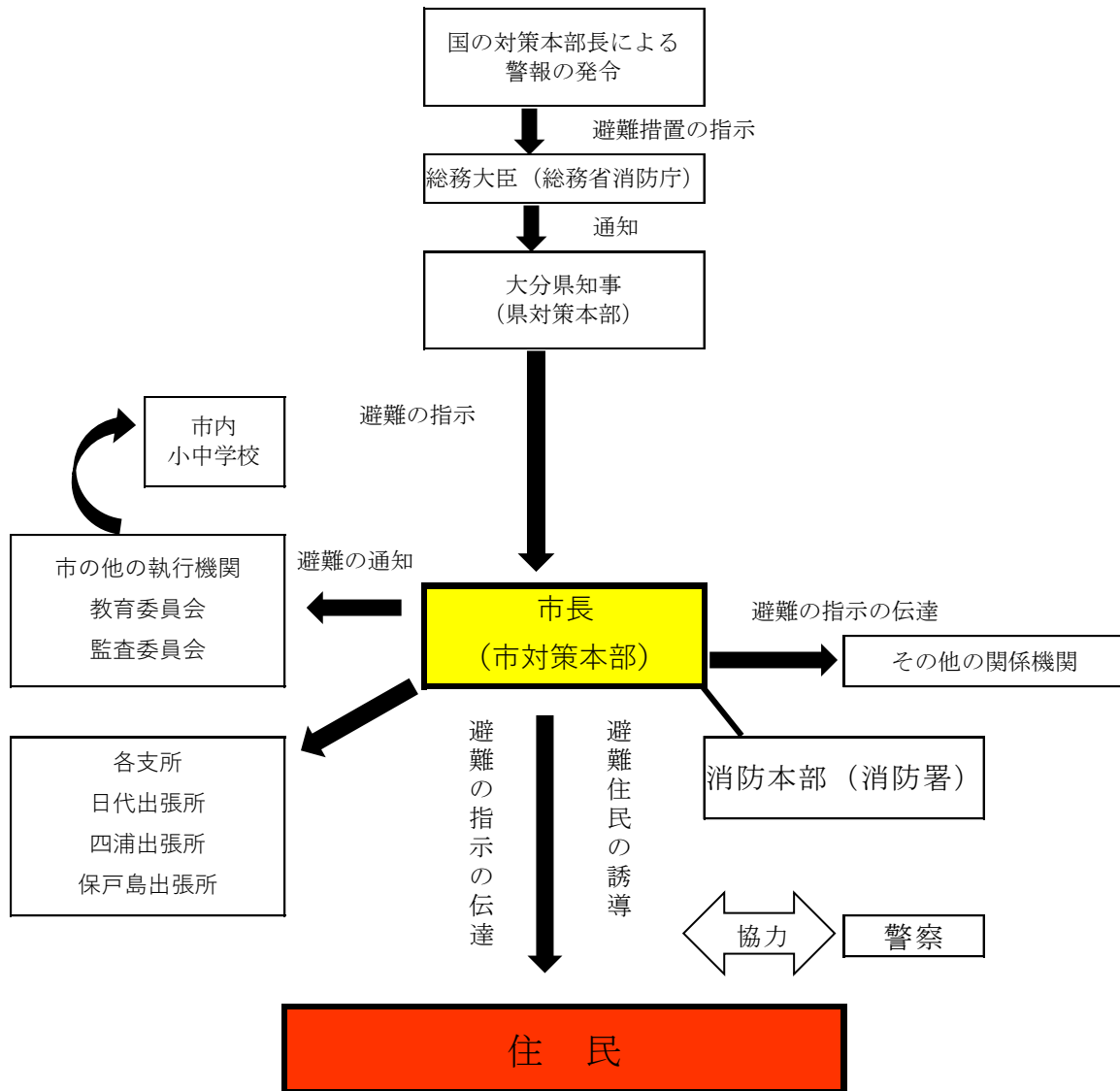
警報の伝達の場合と同様、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知

2 市の避難の指示の通知・伝達

市長は、県知事から避難の指示の通知を受けたときは、市の警報の伝達の基準に準じて、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

避難の指示（通知）の流れは以下(次ページ)のとおりである。

【市から関係機関への避難の指示（の通知）・伝達の仕組み】



(1) 住民に対する避難の指示

市長は、要避難地域を管轄する市長として避難措置の指示を受けたときは、その地域の住民に対し、直ちに、次の内容を示して避難の指示を伝達する。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の内容

④ 避難のため利用される主要な避難経路（国道、県道等）

⑤ 避難のための交通手段その他避難の方法（徒歩、バス、鉄道等）

なお、市長は、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 要避難地域に近接する地域の住民に対する避難の指示

市長は、地理的条件、交通事情その他条件に照らして、要避難地域に近接する地域に該当する住民を避難させることが必要であると認めるときは、該当する地域の住民に避難の指示を伝達する。

(3) 避難先地域（含む避難経路の地域）となった場合の調整

市長は、県知事から本市が県内住民及び他都道府県の避難住民の避難先地域として通知を受けたときは、現に武力攻撃を受けており、避難住民の受け入れを物理的に行えない場合等正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

3 避難措置の指示の解除等

(1) 避難措置の指示及び避難の指示の解除

国の対策本部長が、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除し、その通知を受けた県知事は、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

県知事の判断で、要避難先地域に近接する地域の住民を避難させた場合は、県知事が避難の必要がなくなつたと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難の指示を解除する。

(2) 避難の指示等の解除の通知

国の対策本部長による避難措置の指示の解除の通知を受け又は避難の指示の解除をした場合は、県知事は市長へ避難の指示等の解除を通知する。

また、避難の指示の解除をしたときは、速やかに、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(3) 避難住民の復帰のための措置

市長は、要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、「避難住民の復帰に関する要領」を定め、必要な措置を講ずる。

4 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を

作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等
- ③ 避難の実施に関し必要な事項
避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品、服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項（避難実施要領の項目と留意事項）

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

① 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A地区の「〇〇区」の住民、〇〇地区の△△事業所および「□□区」を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：〇〇地区にある□□小学校体育館)

③ 一時集合場所および集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所および場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A 1 地区〇〇区の A 1 小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車を利用するものとし、要支援者については自動車等を使用。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発着時間：○月○日 15：20、15：40、16：00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要支援者等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障がい者等、要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段および避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、日豊本線AA駅より○月○日の15：30より□□分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市および津久見市職員の誘導に従って、徒歩でB市B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置および担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児および妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させる。

また、民生委員、自主防災組織および自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食糧等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食糧・水を供給する。

集合場所および避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）

災害の場合には、マスク、手袋およびハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(例：緊急連絡先：津久見市対策本部 TEL 0972-82-4115 担当××)

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自

家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

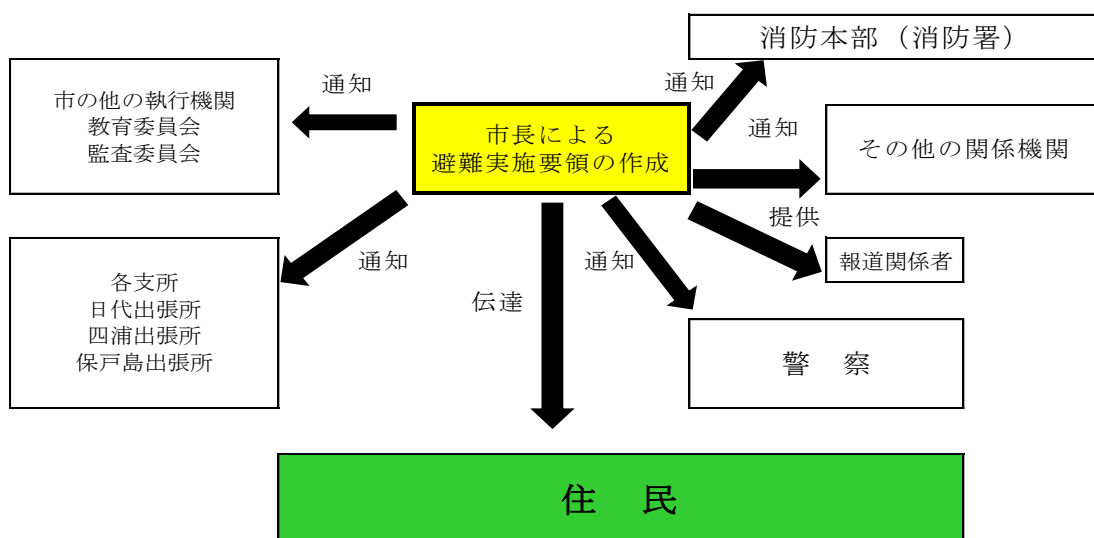
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、津久見市消防本部消防長、臼杵津久見警察署長、大分海上保安部長、及び自衛隊大分地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において市の住民の受け入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ③ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所、要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。
- ④ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- ⑤ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。
- ⑥ 避難住民を誘導する者の安全確保は、市長の判断にゆだねられるが、事態の状況によっては、現場で避難住民の誘導を指揮する者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。
- ⑦ 大規模集客施設等における避難市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、臼杵津久見警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安

官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が当該市の避難住民を誘導しているときは、臼杵津久見警察署長、海上保安部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において警察署長に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関

する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、県警察と連携して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、市が避難住民の運送に係る調整を行う場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

第3 武力攻撃事態等に応じた避難の方法等

住民の避難は、武力攻撃事態等の類型、事態の推移、避難に要する時間的余裕、さらには武力攻撃災害による被災の状況等に応じ、屋内施設への避難、市内の施設への避難、そして県内外への広域的な避難など、多様な避難形態が考えられる。

避難の誘導を行うに際しては、具体的に発生した、または発生するおそれのある武力攻撃事態等の実態に応じて、的確かつ迅速な方法により以下のとおり実施する。

1 武力攻撃事態等に応じた避難の態様

(1) 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等
弾道ミサイル攻撃の場合	・ 警報と同時に屋内避難 ・ 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の誘導
ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	・ 要避難地域からの迅速な避難 ・ 移動の安全確保がされない場合は、屋内避難
着上陸侵攻の場合	・ 広域的避難
航空攻撃の場合	・ 警報と同時に屋内避難 ・ 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難の誘導

(2) 緊急処理事態

類型別	避難方法等
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	・ 風向き二次感染の防止等を考慮し、危険地域からの避難（退避） ・ 事態に応じ市内避難又は県内避難
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	
破壊手段として交通機関を用いた攻撃	

2 避難の形態と避難方法

(1) 屋内避難：自宅又は近傍の施設への避難

① 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設等に避難する。

② 避難方法

徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、市内、県内及び県外避難に掲げる方法により他の安全な地域に避難する。

(2) 市内避難：津久見市内の避難施設への避難

① 避難場所

市内の避難施設

② 避難方法

徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の要支援者の避難に限り、借り上げ車両（バス等）及び公用車を補完的に使用する。

(3) 県内避難：津久見市内から他の市町村への避難

① 避難場所

市内施設から県知事が指定する他の市町村の避難施設

② 避難方法

- ・市内の避難施設又は集合場所までの避難は、市内避難と同様とする。
- ・市内の避難施設から県知事が指定する県内の避難施設までは、借り上げ車両（バス、鉄道及び船舶等）及び公用車等（以下「借り上げ車両等」という。）とする。

(4) 県外避難：県外の市町村への避難

① 避難場所

市内施設から県外の避難施設

② 避難方法

- ・市内施設（集合場所）までは、市内避難と同様とする。
- ・市内施設から県外の避難施設へは、借り上げ車両等とする。

3 避難に当たって配慮すべき事項

(1) 武力攻撃事態 4 類型の場合

① 弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等

の地下施設等に避難する。)

着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続する。

被害内容が判明後は、県からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行う。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難指示を踏まえて、当該要避難地域からの避難を迅速に避難住民の誘導を実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

イ 市長は、避難住民の誘導に際しては、警察、海上保安部、自衛隊の連携が図られるように県知事へ調整を要請する。

また、住民の避難が円滑に行われるよう避難経路等について、県連絡員等を通じ迅速に協議を行う。

ウ 退避の指示

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、

国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示する。

③ 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う、わが国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく県知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

(2) 地理的特性等の場合

① 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

県及び市は施設管理者等と連携し、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を取る。

② 半島及び中山間地における住民避難

住民の避難に際しては、住民の輸送手段として借り上げ車両等を利用し、市長は、道路状況等を踏まえ避難経路の確保を行う。避難に当たっては、学校施設、集落単位で集合する。

③ 観光地における避難

観光施設、宿泊施設等の管理者は、観光客等に対して、避難施設、避難経路を確実に伝達するとともに、職員等による引率等地理不案内な観光客に対する避難が円滑に行われるよう努める。

④ 学校施設における避難の場合

学校施設等の管理者は、避難が円滑に行われるように拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率等職員と連携、協力して、生徒等の避難施設への避難が円滑に行われるように努める。

(3) 高齢者等が入所の病院等の場合

市は、身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の者が避難を行うときは、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員等（看護師、介護士及び医師等）による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助、並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるように努める。

(4) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難することが重要である。

また、建物等の内部においては、空調設備や換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から遮断された状態にすることが必要である。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、県とあらかじめ調整した役割分担に基づき、県及び関係機関の協力を得て、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であるため、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるように、必要な研究・検討を進めていく。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 住民等への協力要請

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティアに対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

また、当該要請に当たっては、救援に協力する者の安全の確保に十分配慮する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、県の指示を受け、又は県を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

① 収容施設の供与

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等を

保護しその一時的な居住の安定を図るため、県知事が指定する収容施設を供与する。

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、当該区域内が避難先地域となった場合、県との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（県があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は県が開設）

イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（県の施設を避難所とする場合は「県」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

ウ 長期避難住宅等の設置、運営に関し留意すべき事項

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、県が設置する長期避難住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

【収容施設の供与に関し留意すべき事項】

ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理

ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮

エ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

ク 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与

緊急時における食品・飲料水及び生活必需品の給与等については、市における備蓄品を活用する。

【食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項】

ア 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請

ウ 提供対象人数及び世帯数の把握

エ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

市は、県と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報や、応急的な医療又は助産を提供する。

【医療の提供及び助産に関し留意すべき事項】

ア 医療品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

エ 避難住民等の心身の健康状態の把握

オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出

市は、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にあるもの又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出する警察、消防等が行なう捜索、救出活動と十分な連携を図る。

【被災者の捜索及び救出に関し留意すべき事項】

ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携

イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、県に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

【埋葬及び火葬に関し留意すべき事項】

ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

オ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関

する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

市は、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、県が電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て手配した通信機器（電話、インターネットその他の通信設備）の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

【電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項】

ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

エ 聴覚聴力障害者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県が実施する武力攻撃災害のため住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理の実施に協力する。

【武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項】

ア 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）

イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保

ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

エ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し県に報告するとともに、報告に基づき支給された学用品を配付する。

【学用品の給与に関し留意すべき事項】

ア 児童生徒の被災状況の収集

イ 不足する学用品の把握

ウ 学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の搜索及び処理

市は、武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索や遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を、県、県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関と連携して必要な処理を行う。

【死体の搜索及び処理に関し留意すべき事項】

- ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- イ 被災情報、安否情報の確認
- ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- オ 死体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、県と協力してこれらを除去する。

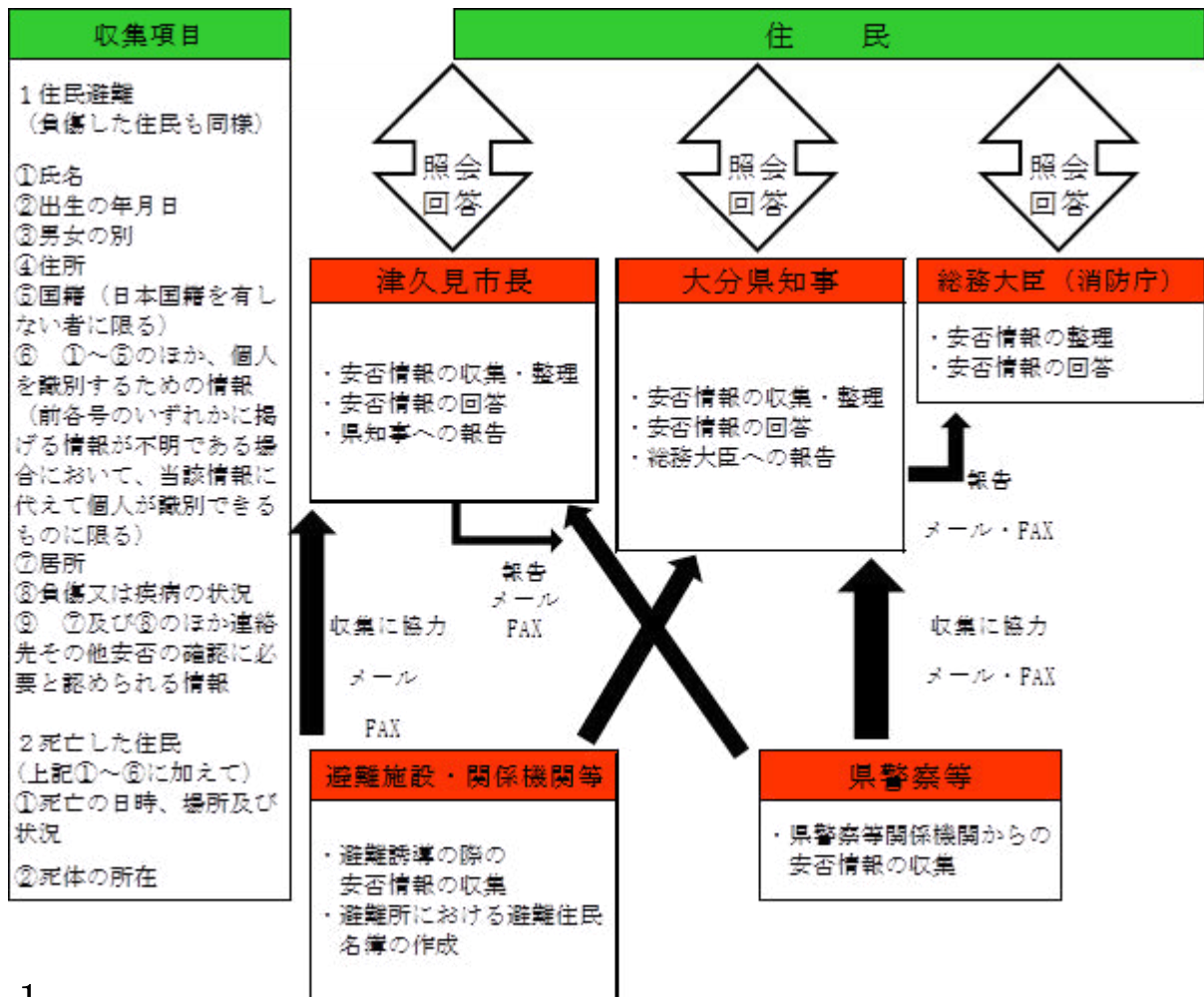
【日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項】

- ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- イ 障害物の除去の施工者との調整
- ウ 障害物の除去の実施時期
- エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため

に保有する情報等を活用して行う。

安否情報の収集を行う場合には、避難住民及び負傷した住民については様式第 1 号により、死亡した住民については様式第 2 号により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき

は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市長村長）		申請者 住所 氏名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会 る た に 係 る 者 に 必 要 な 特 定 事 項 す	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍（日本国籍を有しない者に限る）	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

【様式第 5 号】

殿		年 月 日	
		総務大臣 (都道府県知事) (市長村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国籍（日本国籍を有しない場合）		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社大分県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（1）（2）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第 7 章 武力攻撃災害への対処

第 1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、避難の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、住民に危険が及ぶことを防止するため、

被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

この場合において、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【屋内退避の指示（一例）】

「〇〇町×番、△△町〇番」地区の住民については、〇〇町の△△（一時）避難場所へ退避すること。

① 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

② 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。

ア 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

【屋外退避の指示（一例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。

② 市長は、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に広報車、立看板等退避している住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとともに、速やかにその旨を県知事に通知を行う。

- ③ 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。この場合、県知事から通知を受けた場合を除き、県知事に退避の指示をした旨の通知を行う。
- ④ 市長は、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示を受けた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、県知事に通知を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、消防、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察と連携して、車両及び住民

が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員、消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力

攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

また、県警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じ警察署、消防本部、消防署、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための

必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

市の区域内に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第１２条の３、毒物及び劇物については国民保護法第１０３条第３項第１号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第１０３条第３項第２号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第１０３条第３項第３号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４ 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県内には、原子力事業所はないが、国の対策本部長を通じ県知事からの指示に備え、地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１ 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等

- ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若し

くは県知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに県知事に通報する。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、県知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、避難の指示をし、その旨を県知事に通知する。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(5) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（事故等災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるなど安全の確保を図るための措置を講じるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

消防機関は、患者の移送を行うものとし、措置に当たる要員の安全確保のためワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。また、県警察、保健所等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

(5) 市長の権限

市長は、県知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条第1項	対象物件等	措 置
1号	汚染又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染又は汚染された疑いがある死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	汚染又は汚染された疑いがある建物	・立入りの制限・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染又は汚染された疑いがある場所	・交通の制限 ・交通の遮断

① 市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

② 県知事の要請を受けた市長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせる。

また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示する。

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所、地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、又は、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にする。

2 被災情報の報告

- ① 市は、被災情報の収集に当たっては、県に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ② 市は、第1報を県に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

3 情報の提供

市は、市民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により、正確かつ積極的に情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、相互に通知し、情報交換に努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

(*) 災害の状況により県（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁に報告する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し、実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更を

の他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 避難住民等の雇用対策

厚生労働省は、必要に応じて避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるとともに、被災した地域における雇用の維持を図るために必要な措置を講じる。

市は、これらの措置と相まって地域の実情に応じて必要な措置を講じるよう努める。

(4) 市有財産等の無償貸付

市は、国民の保護のための措置を実施するため、必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸付、若しくは使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

(5) 生活再建資金等の無償貸付

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者と連携して、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

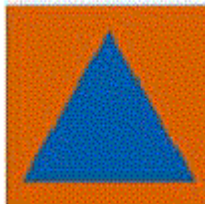
(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【特殊標章の図】



※ オレンジ色地に青色の正三角形

- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

（身分証明書のひな型）

表面	裏面															
 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余地） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名 Name _____ 生年月日 Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日 Date of issue _____ 許可権者の署名 Signature of issuing authority _____ 有効期限の満了日 Date of expiry _____	<table border="1"><tr><td>身長 Height _____</td><td>目の色 Eyes _____</td><td>髪の色 Hair _____</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は特徴 Other distinguishing marks or information: _____</td></tr><tr><td colspan="3">住所 Address of home _____</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印鑑 Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名 Signature of holder</td></tr></table>	身長 Height _____	目の色 Eyes _____	髪の色 Hair _____	その他の特徴又は特徴 Other distinguishing marks or information: _____			住所 Address of home _____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑 Stamp	所持者の署名 Signature of holder	
身長 Height _____	目の色 Eyes _____	髪の色 Hair _____														
その他の特徴又は特徴 Other distinguishing marks or information: _____																
住所 Address of home _____																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑 Stamp	所持者の署名 Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

3 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。
- (3) 市は、国民の保護のために措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用できる。具体的には、他の通信に優先して接続される。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が、国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実費の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行例に定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 救援に関する支弁

市は、国民保護措置の実施について、他の市町村に応援を受けた場合は、実施者支弁の原則の例外として、当該応援を受けた市町村が当該応援に要した費用を支弁する。

また、当該費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をする他の市町村に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

津久見市国民保護計画

令和7（2025）年 3 月 改訂

編集：津久見市 防災危機管理室 防災危機管理班

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号
